

Title	「検索結果削除」で最高裁が初判断 表現の自由を尊重、 検索事業者の義務は限定的に
Author(s)	曾我部, 真裕
Citation	新聞研究 (2017), 789: 56-59
Issue Date	2017-04
URL	http://hdl.handle.net/2433/219319
Right	© 2017 Nihon Shinbun Kyokai
Type	Journal Article
Textversion	publisher

「検索結果削除」で最高裁が判断

——表現の自由を尊重、検索事業者の義務は限定的に

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

検索結果の表示がプライバシーを侵害する場合、検索事業者はその表示を削除する義務があるのか。1月31日、最高裁は、削除義務があるのは限定的な場合に限り、当該事件ではそうした義務はないとする決定を下した。

検索結果の削除を求める仮処分は東京地裁を中心にすでに多数の申し立てがあるが、その判断基準は一定していなかった。本決定は、表現の自由を尊重する形で統一的な判断を示したもので、基本的には肯定的な評価をすることができる。

事案と下級審の判断

本件で削除を求めたのは、児童買春の容疑で逮捕され、その後罰金50万円の略式命令を受けた者である（以下、Xとする）。Xが逮捕された当日にそれを報道する記事が公表され、その後、多数の電子掲示板等に転載されるなどし、児童買春行為が行われてから3年半、略式命令からも3年以上が経過した段階でも、Xの氏名および居住する都道府県名で 구글検索すると、これらのサイトへのリンクおよびスニペット（当該サイトの関連部分の抜粋）が表示されていた。そこ

で、Xは、グーグルに対し、人格権（更生を妨げられない権利）に基づいてこれらの検索結果の削除請求を行った。

申し立てを受けたさいたま地裁は、2015年6月25日の決定で削除を認め、グーグルが申し立てた保全異議に対して同年12月22日付で仮処分決定を認可する決定をした。これらによれば、削除請求が認められるか否かは、被害が社会生活を営む上で受忍すべきものと考えられる限度、すなわち受忍限度を超えるかどうかによって判断するとした上で、本件では受忍限度を超える侵害が認められ、かつ、保全の必要性もあるとされた。

なお、12月の決定は、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、（中略）ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有する」と述べたことでも注目された。しかし、この点については、さいたま地裁の決定の保全抗告審である東京高裁16年7月12日決定が、「忘れられる権利」の実体は、「人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならない」として、独自の権利としての「忘れられる権利」を明確に否定した。この指



1974年、東京都生まれ。専攻は憲法・行政法。東京大学法学部客員教授、2013年より『反論権』、『憲法』などがある。

摘は多くの法律家の考え方と合致する。

削除の可否の判断方法について、東京高裁は、「削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的及びその社会的意義、差し止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の可能性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの表現の自由や知る権利に与える重要性等も総合考慮して決するのが相当である」とした。

本件については、本件検索結果が名誉権を侵害しうるものであることを認めつつ、公共性があり、公益目的でないことが明らかとはいえないなどとして、名誉権侵害に基づく削除請求を退けた。また、プライバシー侵害に基づく削除請求につ

いては、事件発生後から継続して検索が可能となっていることから、「現状非公開の事実としてプライバシーといえるか否かは疑問」であるとした上で、別な点も指摘して請求を退けた。すなわち、検索結果を削除してしまうと本件犯行に関する記載だけではなく、リンク先のウェブページ全体が閲覧困難となるから、多数の者の表現の自由および知る権利を大きく侵害しうる、というのである。

最後に、保全の必要性について、Xが回復不可能で重大な損害をこうむることが明白とまでは言えないし、検索結果から削除された場合に、そのウェブページの作成者等は反論の機会が与えられず、表現の自由や知る権利への影響が大きいなどとして、保全の必要性もないとした。

最高裁決定

本年1月31日の最高裁決定は、削除請求を否定する高裁の判断を支持するものであった。最高裁はまず、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となる」（59ページ資料下線部a）という従来の判例を確認した。高裁決定は名誉権侵害を中

心に判断したが、最高裁はプライバシー侵害の問題として判断したことになる。

次に、検索事業者の行為の法的位置づけを初めて明らかにした。それによれば、まず、「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」（同b）という。これは、検索結果の提供は機械的になされるもので表現行為ではなく、したがって責任も負わないという検索事業者の主張を否定するものだが、他方で、こうした行為を表現の自由として保障する前提にもなる判断である。

また、最高裁は、検索結果の提供が「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」（同c）ことを認めた。これは、高裁決定などでは知る権利の問題として捉えられてきた内容に対応するものだが、最高裁は知る権利には言及しなかった。

以上を踏まえると、検索結果の提供によるプライバシー侵害の違法性や削除義務の判断方法については「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意

義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかなる場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」(同d)とした。要は、プライバシーが明らかに優越する場合には限って削除義務が発生するというものである。

これによって本件をみれば、児童買春が社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることから、今なお公共性を有することや、本件検索結果はXの居住する県の名称および氏名を条件とした場合の結果であり(つまり、氏名だけで検索しても表示されない)、本件事実が伝達される範囲が限定されていることから、削除義務はないとされた。

最高裁決定の評価と今後の課題

最高裁決定によって示された比較衡量

の方法は、これまで報道機関など、自ら情報を発信する者によるプライバシー侵害に関する損害賠償責任の有無の判断方法として用いられてきたものを下敷きにしたものである。ただし、削除については、プライバシーが単に優越するのでは足りず、それが明らかである場合に限り認められる点で、削除義務は限定的のみ認められたということができる。

その主な理由は、検索結果の提供行為が表現行為であり、明言されてはいないが表現の自由に関わるものであることや、事業者の社会的役割の重要性が認められたことにあるだろう。

こうした判断は、表現の自由の観点からは基本的に肯定的に評価できる。もっとも、発信者によるプライバシー侵害の判断方法を、検索結果の提供によるプライバシー侵害の判断に転用することには無理がある。というのは、決定が示した考慮要素は、発信者であれば適切に把握して主張することができても、元の記事等の作成に関わりを持たない検索事業者には知り得ないものも含まれるからである(東京高裁決定が発信者の反論の機会の問題に触れたのもこれと関わる)。

プライバシーが優越することが明らか

であることを求める本決定の判断方法は、こうした検索事業者の情報不足を補う意味があるのだろうか。そうであるとすれば、報道機関など、発信者自身の記事に対して削除が求められた場合にはこれとは異なる判断方法が用いられるべきこととなるのかもしれない。

ともあれ、本決定によって検索結果の削除請求に関する判断方法が示された。今後の下級審の判断はこれに従ってなされることになるが、この判断方法には上記のような無理もあるだけに、実際にどのように判断されていくのかは不透明なところもある。いずれにしても、本件の刑事事件が罰金刑という軽い刑であったにもかかわらず削除が認められなかったことには留意すべきで、プライバシーが優越することが明らかという基準は、厳格に運用しなければならぬ。

このような考え方に対し、プライバシー侵害の被害を軽視しているとの批判も見られる。しかし、検索結果の削除の問題が提起しているのは、プライバシー侵害の救済を、発信者ではない検索事業者の行為によって行うことの是非であり、本決定はこれについては慎重であるべきだとのメッセージを示したことになる。

【資料】 グーグルに検索結果の削除を求めた仮処分申し立てをめぐる 最高裁第3小法廷の決定 (2017年1月31日、抗告棄却)

※ 判断理由を述べた「理由3」を編集部で抜粋。
曾我部教授論考の引用箇所^aに下線を付した。

(1) 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである(参照判例＝略)。他方、検索事業者(中略)の情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害

の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると(中略)児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し(中略)罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。